

特別養護老人ホーム喜寿苑清須 料金表

【介護保険サービス】

令和8年6月1日～

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費	682単位/日	753単位/日	828単位/日	901単位/日	971単位/日
看護体制加算（Ⅰ）イ	12単位/日				
看護体制加算（Ⅱ）イ	23単位/日				
日常生活継続支援加算Ⅱ	46単位/日				
夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	46単位/日				
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50単位/月				
協力医療機関連携加算Ⅰ	100単位/月				
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位/月				
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	合計単位×17.6%				
1ヶ月（31日計算）合計	29681単位	32269単位	35004単位	37665単位	40217単位
介護保険自己負担分（1割）	30204円	32837円	35620円	38328円	40925円
介護保険自己負担分（2割）	60407円	65674円	71241円	76656円	81850円
介護保険自己負担分（3割）	90611円	98511円	106861円	114984円	122775円

【居住費、食費】

	介護保険負担限度額認定証なし	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
居住費	2066円/日	880円/日	880円/日	1370円/日	1470円/日
食費	1445円/日	300円/日	390円/日	650円/日	1360円/日
1ヶ月（31日計算）合計	108841円	36580円	39370円	62620円	87730円

※介護保険負担限度額の軽減を受けるには、市町村窓口へ申請し【介護保険負担限度額認定証】の交付を受ける必要があります。

第一段階（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、老齢福祉年金の受給者又は生活保護受給者）

※預貯金、有価証券等の合計が1,000万円以下であること（夫婦は合計2,000万円以下）

第二段階（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円以下）

※預貯金、有価証券等の合計が650万円以下であること（夫婦は合計1,650万円以下）

第三段階①（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80.9万円超120万円以下）

※預貯金、有価証券等の合計が550万円以下であること（夫婦は合計1,550万円以下）

第三段階②（本人及び世帯全員が市民税非課税であり、合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える）

※預貯金、有価証券等の合計が500万円以下であること（夫婦は合計1,500万円以下）

【1ヶ月負担目安】

（単位：円）

	介護保険負担割合1割負担	介護保険負担割合2割負担	介護保険負担割合3割負担	第一段階	第二段階	第三段階①	第三段階②
要介護1	139,045	169,248	199,452	66,784	69,574	92,824	117,934
要介護2	141,678	174,515	207,352	69,417	72,207	95,457	120,567
要介護3	144,461	180,082	215,702	72,200	74,990	98,240	123,350
要介護4	147,169	185,497	223,825	74,908	77,698	100,948	126,058
要介護5	149,766	190,691	231,616	77,505	80,295	103,545	128,655

※上記金額は、1ヶ月（31日）あたりの目安を示したものです。月の日数により差額が生じる場合があります。

【その他費用】

該当した場合に算定	・初期加算	1日30単位（入所した日より起算して30日以内、30日を超えて医療機関へ入院し再入所した場合に算定）
	・入院時外泊時加算	1日246単位（入院時、外泊時、1ヶ月6日を限度として算定）
	・安全対策体制加算	20単位（入所日に限り算定）
	・経口移行加算	1日28単位（医師の指示に基づき、経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成した場合に算定）
	・経口維持加算Ⅰ	1月110単位（摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し医師の指示により特別な栄養管理を行った場合に算定）
	・口腔衛生管理加算Ⅱ	1月110単位（口腔衛生管理計画を作成し、月2回の歯科衛生士による口腔管理と介護職員に技術的助言、指導、必要に応じ相談対応した場合に算定）
	・再入所時栄養連携加算	1回200単位（入所者が退所し、病院等に入院した場合で、再度施設に入所する場合に特別食等を必要とするものの情報を連携した場合に算定）
	・認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	1月120単位（認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを行った場合に算定）
	・退所時栄養情報連携加算	1回70単位（低栄養状態にあると医師が判断した入所者が退所する際に医療機関等に施設の管理栄養士が栄養管理の情報を提供した場合に算定）
	・退所時情報提供加算	1回250単位（医療機関へ退所する入所者について、入所者等の同意を得て、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合に算定）
・退所時相談援助加算	1回400単位（入所者が退所後、居宅サービスを利用する場合に関係機関へ情報を提供した場合に算定）	

※該当する項目について日数分が加算されます。

※豊橋市は7級地に該当しているため、単位数に10.14円を乗じた金額が料金となっています。

その他の主な費用、おやつ代:1日100円、理髪サービス、カット、2,000円、カット+顔そり:2,500円。

電気使用量（テレビ、冷蔵庫等、個人で使用される場合）:1日40円、医療費・薬代:実費、その他嗜好品:実費、教養娯楽費:実費